

会 議 録

| | |
|-------------|---|
| 会議の名称 | 委託業務総合評価一般競争入札評価員会議（令和6年度（2024年度）第2回） |
| 開催日時 | 令和6年（2024年）11月28日（木） 10時00分～11時00分 |
| 開催場所 | 枚方市役所 第4委員会室（Web会議） |
| 出席者 | 会長：吉村評価員 評価員：三成評価員、浜口評価員、吉崎評価員 事務局：（契約検査課）山下課長、山下課長代理、安藤係長 （市民生活政策課）乃村課長代理 （総務管理課）中井課長代理、中越係長、長谷川主任、岡西係員 |
| 欠席者 | — |
| 案 件 名 | 案件1．令和7～9年度 枚方市パスポートセンター旅券申請受付・交付等業務委託に係る委託業務総合評価一般競争入札の落札者決定基準に基づく落札候補者の決定について 案件2．安心と輝きの杜施設総合管理委託に係る委託業務総合評価一般競争入札の落札者決定基準に基づく落札候補者の決定について |
| 提出された資料等の名称 | ・会議次第 案件1 ・資料1_執行調書（令和7～9年度 枚方市パスポートセンター旅券申請受付・交付等業務委託） ・資料2_入札参加者評価点一覧（令和7～9年度 枚方市パスポートセンター旅券申請受付・交付等業務委託） ・資料3-1_B者評価基準採点表（令和7～9年度 枚方市パスポートセンター旅券申請受付・交付等業務委託） ・資料3-2_B者業務提案（社会的価値評価）総括表（令和7～9年度 枚方市パスポートセンター旅券申請受付・交付等業務委託） ・資料4_落札者決定基準（令和7～9年度 枚方市パスポートセンター旅券申請受付・交付等業務委託） ・資料5_仕様書（令和7～9年度 枚方市パスポートセンター旅券申請受付・交付等業務委託） 案件2 ・資料1_執行調書（安心と輝きの杜施設総合管理委託） ・資料2_入札参加者評価点一覧（安心と輝きの杜施設総合管理委託） ・資料3-1_A者評価基準採点表（安心と輝きの杜施設総合管理委託） ・資料3-2_A者業務提案（社会的価値評価）総括表（安心と輝きの杜施設総合管理委託） |

| | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・資料4_落札者決定基準（安心と輝きの杜施設総合管理委託） ・資料5_仕様書（安心と輝きの杜施設総合管理委託） |
| 決 定 事 項 | <p>案件1 B者を落札候補者と決定することについて、意見聴取が行われた。</p> <p>案件2 A者を落札候補者と決定することについて、意見聴取が行われた。</p> |
| 会議の公開、非公開の別及び非公開の理由 | 非公開 枚方市情報公開条例第5条第7号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議を行うため。 |
| 会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由 | 公表 |
| 所管部署（事務局） | 総務部契約検査課 |
| 審 議 内 容 | |
| <p><主な意見・質疑></p> <p>案件1：令和7～9年度 枚方市パスポートセンター旅券申請受付・交付等業務委託に係る委託業務総合評価一般競争入札の落札者決定基準に基づく落札候補者の決定について</p> <p>会長：低入札2次調査とは、どのようなものか。</p> <p>事務局：低入札価格調査書類（入札価格説明書（様式1）、手持業務状況一覧表（様式2）、配置労務者賃金支払予定表（様式3）、入札価格詳細内訳書（様式4））の提出を求め、事情聴取を行い、当該契約の内容に適合した履行が可能かどうか調査するものである。</p> <p>会長：本日の会議で落札候補者として、決定された後に低入札2次調査を行うのか、それとも、本日の会議と並行して行うのか。もうすでに結論は出ているのか。</p> <p>事務局：並行して行っているが、入札説明書の10頁の11. 低入札価格調査に「(3) 総合評価値の最も高い入札者が、調査基準価格を下回る入札価格であったときは、低入札価格調査対象として調査及び審査を行う。」と記載されているとおり、総合評価値の最も高い入札者が調査基準価格を下回る入札価格であったときは、低入札価格調査を行うことになるため、総合評価値を出すのが先である。なお、A者は低入札価格調査で失格基準価格を下回ったため、失格としている。</p> <p>評価員：関連した質問になるが、落札候補者の決定とは、低入札価格調査を行った上で、決定ということになるとすれば、言葉の使い方に過ぎないが、本日の案件名が「落札候補者の決定について」になっているので、総合評価値が最も高い入札者はすでに決定され、低入札価格調査も終わっているということになりはしないか。もう1つの質問として、「資料3-2_B者業務提案（社会的価値評価）総括表（令和7～9年度 枚方市パスポートセンター旅券申請受付・交付等業務委託）」の中の3頁に手書きで補正後と記入されているが、業者に補正させたという趣旨なのか。</p> <p>事務局：1点目について、ご指摘のとおり、低入札価格調査後に「落札候補者の決定」になるの</p> | |

で、言葉の使い方を整理する。

2点目について、明らかに数値が間違っていると思われる項目について、業者に補正を求めて、修正したものである。また、国が示している産業平均値の転記について、誤っているものを手書きで、正しい値を記入した。

会長：指示して補正させることについて、2者以上の評価を行う場合、有効性を保てるのか少し疑問であると意見しておく。

会長：本案件は低入札価格調査の対象になっているということは、低い入札価格であったということになるが、人手不足や人件費高騰が社会問題になっている中、問題ないという確認はどのように行ったのか。

事務局：この入札価格で本当に履行可能かどうかを、低入札価格調査の中で落札候補者に質問を投げかけて、実際に履行可能と考えられる回答を得たところである。

案件2：安心と輝きの杜施設総合管理委託に係る委託業務総合評価一般競争入札の落札者決定基準に基づく落札候補者の決定について

会長：社会的価値評価点について、案件2のA者は36.5点、案件1のB者は29.5点であり、案件2のA者の点数がより高くなっているが、それでも60点満点である点を考慮すると、物足りなさを感じる。これは、社会的価値評価で求めるレベルが厳し過ぎるためなのか、今後少し検討してみてもいいのではないか。

事務局：令和5年度の見直し時に、できるだけいずれかの項目に該当し、何かしらの評価を得ることができる幅広く評価項目を設けるという制度設計をした経過があり、その結果、該当しない項目も増えているところである。

《閉会》

以上